

第4章 重点目標

基本理念「完全参加と平等」の実現をめざすため、次の項目を特に重点目標として計画を推進します。

1 相談支援体制の充実

障害のある人が済み慣れた地域で安心して暮らし、いきいきと自立した質の高い生活を送るためには、包括的な自立支援のための仕組みづくりが必要です。

障害のある人やその家族、介助者等が抱えるさまざまな問題の解決に向け、気軽に相談できる相談支援体制の充実を図り、適切な支援へとつなげていきます。

(1) 関係機関との連携強化による相談支援の充実

本市の身近な地域の相談活動としては、身体障害者相談員や知的障害者相談員、民生委員・児童委員、障害者関係団体等による相談活動があり、障害のある人と行政機関等とのパイプ役としての役割も担っています。また、障害の特性に応じた相談機能を充実するため、相談支援事業者への事業委託による相談支援事業を実施しています。

今後も地域での個別ニーズを全体のニーズとして共有し、「栗東市障害児・者自立支援協議会（サービス調整会議）」において、関係機関によるネットワークの構築に向けた協議を行い、相談機能の強化を図っていきます。

さらに、「栗東市障害児・者自立支援協議会」や「湖南地域障害児・者サービス調整会議」などを通じて関係機関との連携を強化し、各機関の専門的な機能の有効活用を行いながら、障害のある人の自立生活を総合的に支援する体制の整備を図ります。

今後、地域に根ざしたきめ細かな相談支援体制の整備と、障害の特性に応じた専門性のある相談機能の充実を図っていきます。

(2) ケアマネジメント機能の強化

障害のある人自身がサービス提供事業者との調整を行うことや、自分自身の意思を伝えることが困難であることがあり、障害のある人自身の抱える問題が解決されていないことがあります。一人ひとりの障害の特性を把握し、個別支援計画に基づいた適切な支援を行うためには、専門性のあるケースワーカーのケアマネジメントによる個別支援体制の整備が必要です。

そのため、障害のある人のニーズに応じた適切な支援が行われるよう、ケアマネジメント機能の強化や、個別ケア会議等による関係機関のチームアプローチを実施し、相談支援事業の充実を図っていきます。

(3) ライフステージを通じた相談支援体制の整備

現在、本市で行われている各種相談支援事業はライフステージごとに分かれており、障害のある人が個々に直面しているさまざまな問題や悩みについて、必ずしも充分に対応できているとはいえません。

個々のニーズや障害の特性、発達段階に応じた適切な支援を行うためには、教育、医療、保健、福祉、労働等が一体となった相談支援が重要であり、一貫した相談支援体制の整備が必要です。乳幼児期、学齢期、成人期等のライフステージを通じた支援の強化を図るため、各関係機関との連携、協議を行っていきます。

2 就労への支援

障害者自立支援法では就労支援が重要な施策のひとつとして位置づけられており、障害のある人の働く意欲は高まっていますが、就労をめぐる環境は、まだまだ厳しいのが現状です。

しかし、障害のある人が住みなれた地域で自立し、経済的に安定した生活を送るために、「地域で働く」ことを実現し、障害のある人の就労の基盤整備を図っていきます。

(1) 関係機関の連携強化による就労支援体制の充実

障害のある人の就労を支援するためには、労働部門、福祉部門、教育部門等の関係機関の連携による就労支援事業の推進体制の充実・強化が必要であり、公共職業安定所、滋賀障害者職業センター、滋賀県障害者雇用支援センターとの連携を図るとともに、相談支援体制の充実や企業等への障害者雇用に対する啓発を図っていきます。

また、障害のある人に対する就労への意欲を促す啓発や就労訓練等をするため、湖南就労サポートセンターの機能充実や、湖南地域への「働き・暮らし応援センター」の設置などによる、きめ細かな継続性のある支援を充実していきます。

(2) 新しいサービス体系への移行支援

障害のある人の働くことへの意欲や自信を育てるとともに、一般就労への支援として授産施設や作業所等の福祉的就労の場の整備が進められてきました。福祉的就労の場は、働く場、生産活動の場としての役割のみならず、障害のある人の日中活動の場や利用者の相談の場として多面的な役割を担っており、地域における身近な生活支援拠点として、その充実が期待されています。

障害者自立支援法の施行により、福祉的就労の場の事業体系が再編され、授産施設や作業所等が円滑に新しい事業体系へ移行ができるように相談等支援を行うとともに、障害のある人が地域で働きやすい環境を整備していきます。

3 地域生活への支援

市内の障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう個別のニーズや地域特性に基づいた生活支援の基盤整備や地域生活支援事業などの推進を図っていきます。

(1) 障害福祉サービスの充実

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、家族等の介助負担の軽減を含めた多様で質の高い効果的なサービス提供が必要です。

そのため、ホームヘルプサービスやショートステイ、自立支援医療等の基本的なサービスの充実や相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日中一時支援事業、移動支援事業等の施策の周知や理解、事業所の拡大等を推進していきます。

また、より効果的なサービス提供を行うため、障害のある人のニーズに基づいた地域生活支援事業の充実を図っていきます。

(2) グループホーム等の整備支援

障害者自立支援法の施行により、入所施設や入院中の精神障害のある人の地域生活への移行が推進され、地域生活、自立生活の拠点となる居住の場の確保が求められており、居住の場として、グループホーム等の整備を推進していきます。また、グループホーム等の設置には、周辺地域の住民の理解を得ることが重要であることから、地域住民の理解促進を図っていきます。

(3) 障害児地域活動施設の充実

本市では、障害のある子どもの学校と家庭以外での地域活動の場を確保し、障害児地域活動施設等において、障害児学童保育による放課後等の支援活動を行っています。平成18年度においては、15名定員で18名の障害のある子どもたちが利用しており、年々、利用人数は増加しています。障害のある子どもたちが地域で生活していく上でも障害児地域活動支援事業に対するニーズが高く、施設の拡充、充実が求められています。

今後、地域周辺の住民の理解を得ながら、活動の拠点として障害児地域活動施設の増築を行う等、施設の整備を検討し、保護者の介助負担の軽減や障害のある子どもたちの療育による正しい生活習慣の維持など、子どもたちの自立と発達の支援を充実していきます。